

国立大学法人高知大学広報戦略委員会規則

平成 28 年 3 月 25 日
規則 第 150 号

最終改正 令和 6 年 3 月 29 日規則第 91 号

(設置)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人高知大学組織規則第 16 条第 1 項の規定に基づき本学の広報基本方針や広報戦略について審議するため設置する国立大学法人高知大学広報戦略委員会（以下「委員会」という。）に関し、同条第 2 項の規定に基づき必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議を行い、必要に応じてその結果を役員会に報告するものとする。

- (1) 広報基本方針の策定及び見直しに関すること。
- (2) 広報戦略の策定及び見直しに関すること。
- (3) 広報戦略に基づいた広報活動の推進に関すること。
- (4) その他広報活動の組織的な展開や広報活動の戦略的かつ効果的な推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（地域連携・広報・ウェルビーイング担当）
- (2) 理事（教育担当）
- (3) 副学長（総務担当）
- (4) 総務部長
- (5) 財務部長
- (6) 学務部長
- (7) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第 7 号の委員は、委員長が委嘱する。

3 第 1 項第 7 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委嘱の際現に委嘱されている委員があるときの新たに委嘱される委員の任期は、委嘱日から、その委嘱の際現に委嘱されている委員の任期満了の日までとする。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、理事（地域連携・広報・ウェルビーイング担当）をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、理事（教育担当）がその職務を代行する。

(招集)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員が都合により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、特定の事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、広報・校友課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日規則第58号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日規則第77号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第91号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。